

子ども・子育て会議	
資料5	H30.7.6

「木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」の概要について

1 改正の趣旨

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）」の一部改正が行われたことから、市基準の一部を改正するものです。

〔公布年月日 平成30年4月27日厚生労働省令第65号〕

〔施行年月日 平成30年4月27日〕

省令のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定について、

- ① 代替保育の提供については、保育所等以外の保育を提供する事業者から確保できるよう規定が緩和されたことによる連携施設の確保義務の緩和
- ② 食事の提供及び食事の外部搬入については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業では、調理設備の確保が困難等の理由により、乳幼児への食事の提供が事業所内で調理して提供する方法で行われておらず、また、個人事業主が約8割を占め、同一又は関連法人がないため外部搬入が難しい状況にあることに鑑み、現行の自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長と一定の条件を満たす事業者からの搬入を可能とするよう外部搬入施設の拡大

を講ずる所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、下記（1）及び（2）の要件を満たすと認める場合には、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合にあつては、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者を、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあつては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

（1）家庭的保育事業者等と代替保育を提供するものとの間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること

（2）代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

- 省令附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定

する家庭的保育者をいう。以下同じ。)の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「10年」とする。

- 家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする。

3 施行期日

公布日：平成30年9月下旬

【参考：家庭的保育事業等の類型】

類 型	内 容
家庭的保育	利用定員5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施。
小規模保育	利用定員を6人以上19人以下とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模な保育を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ A型（保育所分園に近いもの） ・ B型（A型とC型の間間的なもの） ・ C型（家庭的保育に近いもの）※利用定員6人以上10人以下
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1で保育を実施。 ※居宅訪問型保育事業者の保育提供対象者 ①障がい、疾病等で集団保育が著しく困難な場合 ②他の特定教育・保育施設や地域型保育事業での利用定員の減少などにより、継続的に当該事業を利用する場合 ③市があっせん又は要請したが、他の特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用することが困難な場合 ④母子家庭等で、保護者が夜間や深夜の勤務に従事するなど、必要性が高いと市が認める場合
事業所内保育	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所型事業所内保育（利用定員が20人以上） ・ 小規模型事業所内保育（利用定員が19人以下）